

広島県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、別表のとおり指定した旨、福山市選挙管理委員会から報告があつた。

令和二年十月十九日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の名称	所在地	指定年月日
駅家西交流館	福山市駅家町大字近田 12 番地 1	令和 2 年 10 月 2 日